一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

令和7年10月22日

大阪市長 横 山 英 幸

## 1 契約担当

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビル ITM棟6階 大阪市建設局総務部経理課 電話 06-6615-7540

# 2 入札に付すべき事項

売払物品	数量
金属くず等-2	5 山

## 3 下見日時及び保管場所

	下見日時	保管場所	所在地
	午前10時から	遠里小野材料置場	住吉区遠里小野3-7-68
	午前11時30分まで	矢田産業廃棄物	東住吉区住道矢田9-3-1
令和7年		一時保管所	
12月1日	午後1時30分から	津守材料置場	西成区津守2-7-13
	午後3時まで	なみはや置場	港区海岸通り4-2

午後2時30分から	南港保管所	住之江区南港東5-3-41
午後4時まで		

### 4 入札参加資格

(1) 令和7・8・9年度物品売払入札参加承認を受けていること

承認を受けていない場合は、契約管財局契約部契約課物品契約グループに本 市物品売払入札参加申請を行うこと

ただし、令和7年11月28日までに参加申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

(参加申請に要する書類)

- ア 物品売払入札参加申請書 (誓約書・委任状) (本市様式)
- イ 使用印鑑届(本市様式)
- ウ 物品売払入札参加承認証(本市様式)
- \*令和7・8・9年度の物品売払入札参加申請要領は大阪市電子調達システム (<a href="http://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/">http://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/</a>) の資料・ご案内→不用品売払入札等のご案内→「令和7・8・9年度申請書」からダウンロードすること エ 法人にあっては、履歴 (現在)事項全部証明書の写し
- オ 法人にあっては、法務局発行の印鑑証明書 個人にあっては、市区町村長発行の印鑑登録証明書
- \*エ、オについては、発行後3か月以内のもの
- (2) 大阪府金属くず営業条例に基づく金属くず業許可を受けている者、または金属くず行商の届出を行っている者であること

なお、令和7・8・9年度物品売払入札参加承認証に記載の氏名と「金属くず行商届出済の証」記載の氏名が一致しない場合は、物品売払入札参加承認証

の商号又は名称との直接的な雇用関係が確認できる証明書の写しを持参すること。

- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者 であること
- (4) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (5) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと

### 5 入札参加申込の受付期間及び受付場所

- (1) 受付期間 本公告の日から令和7年11月28日までの本市の休日を除く午前9時から午後5時30分まで(午後0時15分から午後1時までを除く。)
- (2) 受付場所 上記1に同じ

#### 6 入札参加資格の審査等

5の受付時において、入札参加資格を審査し、資格を認めた者に対して入札書 (物品買受申込書)を交付する。資格審査は、4で交付した物品売払入札参加承 認証と「金属くず業許可証」または「金属くず行商届出済の証」を確認すること によるので、持参すること(写しは不可)

なお、令和7・8・9年度物品売払入札参加承認証に記載の氏名と「金属くず 行商届出済の証」記載の氏名が一致しない場合は、物品売払入札参加承認証の商 号又は名称との直接的な雇用関係が確認できる証明書の写しを持参すること。

#### 7 仕様書の交付方法

本公告の日から入札日まで、大阪市ホームページにて交付する。また、上記 1 においても無償で交付する。 8 契約条項を示す場所 上記1に同じ

9 入札保証金

免除

10 契約保証金

契約金額の100分の10以上を入札執行日の翌開庁日午後5時30分までに納付すること。ただし、契約金額の全額を即納する場合は免除する。契約保証金は、債務の履行を完了した後に還付する。

11 売買代金納付期限

令和7年12月9日

12 物品引取期限

令和7年12月23日

13 入札執行場所

大阪市建設局入札室(場所は上記1に同じ。)

14 入札執行日時

令和7年12月2日 午前10時

- 15 入札の方法
  - (1) 入札書(物品買受申込書)には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含む金額を記載すること。また、契約書・仕様書等の内容を十分確認した上で、入

札すること

(2) 物品売払入札参加承認証に記載される個人、代表者又は契約上の受任者以外 の者(代理人)が入札する場合は、必ず物品売払入札参加承認証に記載される 個人又は代表者作成の委任状を添えて、入札すること

#### 16 入札に参加できない者

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当する者、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている者及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者

#### 17 入札の無効

大阪市契約規則(昭和39年大阪市規則第18号)第28条第1項各号のいずれかに該当する入札

- (注1) 入札に参加しようとする者は、下見日時及び保管場所の欄記載のとおり、 必ず下見を行うこと。下見について主管局立会者の確認印のない入札は無効とす る。
- (注2) 開札後落札決定までに、物品買受申込者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

## 18 落札者の決定

予定価格以上で最高の価格で有効な入札を行った者を落札者とする。

#### 19 その他

(1) 10の契約保証金を指定期限(入札執行日の翌開庁日午後5時30分)までに納付できない場合又は契約金額の全額を売買代金納付期限までに納付できない場

合は、大阪市契約規則第32条第3項の契約締結の手続を怠ったとして、落札の 決定を無効とする。

また、落札者が入札執行日の翌開庁日午後5時30分までに契約保証金を納付したことを証する書類を持参しなかった場合又は売買代金納付期限までに契約金額の全額を納付したことを証する書類を持参しなかった場合も、落札の決定を無効とする。

- (2) 契約締結時において、「金属くず業許可証」または「金属くず行商届出済の証」の写しを提出すること。なお、落札者と「金属くず行商届出済の証」記載の氏名が一致しない場合は、落札者との直接的な雇用関係が確認できる証明書の写しを提出すること。提出しない場合は、大阪市契約規則第32条第2項に該当するとして、契約の締結は行わない。
- (3) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

(4) 落札者は、契約締結までに、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出すること。誓約書の提出がない場合は、大阪市契約規則第28条に該当するとして、その者に係る入札は無効とする。

(建設局総務部経理課)